

議案第32号

日野町国民健康保険条例の一部改正について

日野町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月11日提出

日野町長 塚 田 淳 一



日野町国民健康保険条例の改正が必要な理由と概要

1 傷病手当金支給の目的

今般の新型コロナウイルス感染症について、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要である。

そのため、様々な就業形態の被保険者が加入している日野町国民健康保険においても傷病手当金の支給を行うこととする。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等について、条例第18条（傷病手当金の支給要件及び支給金額等）、条例第19条及び第20条（傷病手当金と給与等との調整）の規定を追加する。

3 傷病手当金の内容

(1) 支給対象者

下記の要件を全て満たす者。

- (a) 国民健康保険の被保険者であり、給与等の支払いを受けている
- (b) 新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染の疑いがある
- (c) (b)の療養のために4日間以上労務に服することができない
- (d) 給与等の支払いを受けていない（ただし、給与等を受けていて、その金額が傷病手当金の支給額より少ない場合は、その差額を支給する。）

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)]
× (2/3) × 支給対象となる日数

※ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）を超えるときは、その金額とする。

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6ヶ月まで)

4 国の財政支援措置

上記3の内容に算定された支給額の全額を特別調整交付金により支援。

5 附則

公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に適用する。

日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和45年日野町条例第33号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>第18条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	
<p>2. 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準</p>	

報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の

3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第19条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第20条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その金額を受けることができなかつたときは傷病手当金の金額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第18条から第20条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。